

機能要件_滞納管理 (全国意見以外の修正箇所)

項目	仕様	機能名称	機能要件	内装要件	備考	要件の考え方・理由	第2.0版への決定理由	構成員コメント	対応方針
2.2.1	I	内容抽出処理	以下の抽出条件により、任意に催告対象となる滞納分を抽出できること。抽出結果を出力できること。除外対象についても抽出できること。 抽出条件・除外条件を任意に選択し、組み合わせることができること。 <想定される任意抽出条件> ・年度 (隔年度/隔年度) ・期別 ・税目 ・滞納種別 (事由) → 滞納区分 ・滞納種 ・発送年月日 ・収納現在日 ・公示送達年月日 ・期別 ・督促状発送有無または繰上通知発送有無 ・指定年月 (開始月・終了月) (法人住民税のみ) ・滞り込みの滞納種別が発生の ・担当者名 ・フラグ ・繰上通知発送有無 ・ (分割納付計画) 契約年月日 ・催告有無 ・国庫 ・連絡先の有無 <想定される発送除外条件> ・督促台停止 (停止開始年月日・停止解除年月日・期別・停止理由 (引換・停止) を登録した場合) ・取消済 ・分割納付契約中 ・徴収 (換領) 済予中 ・滞納区分中 ・執行停止中 上記のうち、対応者は、ログインしている担当者コードがデフォルトで設定されること。	実装すべき	「実装しなくても良い機能」にある。「電話催告対象」は、電話催告がシステム上の運用がある場合の対応を要する。 毎納期滞納対象とは、システム上で記載の、滞り込みや滞納種別等に基づき決定される。 収納現在日とは、指定した日時で消込が完了している期別を抽出しない機能を示す。(例: 4/7を指定するとその期別は未納だが、4/7を指定することで3/31で消込がなされている期別を想定、4/7消込データで一括催告を送りたい場合等に、4/1と指定することで、3/31消込データを抽出から深く運用を想定) 連絡先の有無とは、電話番号のデータの有無を示す。 発送年月日とは、前回の催告日を示す。 催告有無とは催告時に担当者が任意にスケジュール登録する期間を示す。	・催告の発達は、個別一括で出力する場合があります。本機能は一括出力の際の抽出条件を記載した。 ・以下の項目の詳細を示すという意思があったため、備考欄に以下を追記。(実現性評価) 「収納現在日とは指定した日時で消込が完了している期別を抽出しない機能を示す。」 「連絡先の有無とは電話番号のデータの有無を示す。」 「発送年月日とは前回の催告日を示す。」 「催告有無とは催告時に担当者が任意にスケジュール登録する期間を示す。」 ・機能要件内<想定される発送除外条件>を以下の様に修正。(実現性評価) 別項目「催告不明 (調査) 有」があることと、機能要件2.2.2の引置き条件に「住民票の強制削除」があるため「不居住者 (転出先) は転居しているか、又は居住地に居住していないもの」→削除 ・機能要件内<想定される任意抽出条件>を以下の様に修正。(実現性評価) 「滞納種別 (事由)」→滞納区分 ※条件として一つの検索条件とする必要があるため「督促状発送有無」「繰上通知発送有無」→督促状発送有無または繰上通知発送有無	機能要件No. 2.4.14において分割納付約束と分割納付契約を明確に分けている。除外条件に分割納付約束を追加した方が良いと思われる。	分割納付約束、制約の區別を実施する。	
2.3.1	I	交渉経過管理	滞納に対する交渉経過項目を個別・一括で管理 (設定・保持・修正) できること。削除の際は、誤って消すことに対する防止措置が取られていること。 任意の交渉経過については、強弱して表示できること。 交渉経過の見出し、本文を作成、編集できること。作成した見出し、本文、交渉経過項目を組み合わせて検索し、抽出できること。 CSVでの一括登録ができること。 <交渉経過項目> ・記録コード ・日付 ・期別 ・時刻 ・内容 ・見出し ・京費相手 ・対応者 ・約束情報 ・交渉方法 (福引/来庁/電話対応/催告/文書催告/送金あり/調査/整理方針等) 上記のうち、対応者は、ログインしている担当者コードがデフォルトで設定されること。	実装すべき	・納税義務者とのやり取りの詳細を記録する機能は、滞納管理に必須機能であるため、「実装すべき機能」とした。 ・特定の記録については納税義務者の抽出結果をもとに、一括で登録、削除することで作業効率を向上させるため、記載した。 ・交渉経過が誤って削除された場合、納税義務者から得た情報を確認できなくなるなど影響が大きいことから、削除の防止措置は「実装すべき機能」とした。 ・交渉経過のうち、特に確認すべきものは色を変えるなど強調することで、見落としの防止に貢献する。 ・交渉経過の見出し、本文は自由に文章を作成、編集することで、誤った記録の修正や、記事の更新等ができるため、記載した。 また、それらをもとに納税義務者の抽出ができる機能も記載した。 ・外部で作成された交渉経過をまとめて滞納管理システムに登録するため、CSVでの一括登録機能を「実装すべき機能」とした。 ・交渉経過のデータ項目を定義し、その組み合わせでも納税義務者の抽出ができる機能も記載した。	デジタル庁のデータ要件作成の中で、交渉経過をコード (催告、分割約束、差押等) で分類し、抽出管理する機能が必要という意見があったため、追加した。		(事前確認にはないが、デジタル庁とのやり取りの中で新規に資料に含めたもの。)	
2.8.10	I	配当計算書作成・管理	配当計算書の情報管理 (設定・保持・修正) できること。 標準画面をもとに、配当計算書を作成できること。 また、配当区分のとりとなる滞納区分の内容として、換価財産等、第三債務者の項目を自動で入力し、その内容を編集できること。 債権現在額、他機関の債権額、残余金の自動計算機能を自動計算できること。 滞り込みの滞納種別 (預金の一部換価等) についても、配当計算書を出力できること。 配当時の延滞金額について、延滞金計算年月日を任意に設定できること。 換価代金等の交付期日は、配当計算書を発行した日から7日を経過した日が自動で設定され、かつ任意で修正できること。 配当計算書を発行した日から7日を経過した日が休日等の場合、換価代金の交付期日として選択できないこと。 一つの滞納区分に対し複数の配当計算書の出力ができること。	実装すべき	・配当計算書の情報管理入力力は、配当計算書作成のための「実装すべき機能」とした。同様、配当計算書は滞り込み滞納区分に必要である。 ・計算のとりとなる滞納区分からデータを引用して自動入力され、配当計算書を作成することができるように記載した。なお、自動入力された内容は編集し、内容の修正に対応できるように記載した。 ・配当に当たっては、自団体の債権現在額、他機関の債権額、預残金を自動で計算し、事務効率の向上に資するため記載した。 ・滞り込みの滞納種別 (預金の一部換価等) についても対応できるように記載した。 ・延滞金の計算の処理は、差押した金額はその差押の日、第三債務者から給付を受けた金額はその給付を受けた日とされているため、延滞金計算年月日を任意で設定する機能を「実装すべき機能」とした。 ・換価代金等の交付期日は、通常配当計算書を発行した日から7日を経過した日であるとしても、短縮が想定されるものであるため、「実装すべき機能」とした。 ・換価代金等の交付期日が休日等に当たった場合でも交付期日が延長できないよう、「実装すべき機能」とした。「反映ボタン」を押下した際に、「7日を経過した日が休日等の場合は自動的に前営業日が設定される。」といった運用でも可とする。 ・継続債権の取り立てなどのケースに備え記載した。	・「反映ボタン」を押下した際に、7日を経過した日が休日等の場合は自動的に前営業日が設定される。」という機能で対応しているペナゲがあり、その内容でも充足していることを示すため、要件の考え方・理由欄に以下文章を追記。(実現性評価) 「反映ボタンを押下した際に、7日を経過した日が休日等の場合は自動的に前営業日が設定される。」といった運用でも可とする。 ・配当区分のとりとなる滞納区分の内容について、項目が不明であるという意見があったため、機能要件を以下の様に修正。(実現性評価) 「配当区分のとりとなる滞納区分の内容を自動で入力し、その内容を編集できること。」 「配当区分のとりとなる滞納区分の内容として、換価財産等、第三債務者の項目を自動で入力し、その内容を編集できること。」	「7日を経過した日が休日等の場合は自動的に前営業日が設定される。」という運用の場合、国庫法第132条第2項目録等に該当するケースは少数と思われるため、実行のしなやかに滞りず期間が短縮されてしまうのではないかと	換価代金の交付期日は任意での修正ができること。国庫法第132条第2項目録等に該当するケースは少数と思われるため、実行のしなやかに滞りず期間が短縮されてしまうのではないかと	
4.2.1	I	収納管理システムとの連携	収納管理システムから、以下の情報を連携できること。 <収納管理システムから連携される情報> ・収納管理システムの異動情報 (設定情報/納付情報/延滞金等) ・督促発行履歴・削除履歴・変更履歴/公示送達履歴 (指定資産税共有者を含む) ・宛名情報 (納税管理人・口座情報・送付先情報・電話番号等) ・延滞金情報 ・法定納期等 滞納管理システムから収納管理システムへ、以下の情報を連携できること。 <収納管理システムに連携する情報> ・充配当データ (充当額・充当先の税データ (税目・期別・金額等) 等) ・滞り込み情報 ・滞り込みの滞納種別 (処分情報・執行停止情報・滞り情報・不納欠納情報等) ・滞納管理システムで変更した納期 ・滞納管理システムで設定した納付書発行にかかる指定期 ・延滞金情報 ・納付書出力情報 ・取消済情報 ・一意に特定できる番号	実装すべき	・「充配当データ (充当額・充当先の税データ (税目・期別・金額等) 等)」については、滞納管理システムについてのみ実装する必要がある。 ・法定納期等は収納管理システムへの連携不要	・収納管理システムから滞納管理システムに連携する情報の詳細を記載する。 ・督促状の発行日は、滞納区分にかかわるため、連携する。 ・収納管理システムの異動情報 (設定情報、納付情報、延滞金等) は、滞り込み滞納種別を修正するための連携する。 ・督促発行履歴・削除履歴・変更履歴・公示送達履歴は、督促上案件の事実を滞納管理システム上管理するため連携する。 ・宛名情報 (納税管理人、口座情報、送付先情報、電話番号) は、納税義務者への異動の連絡先を管理するための連携する。 ・延滞金情報は、収納管理システム側で計算するため、その計算結果となる連携する。 ・滞納管理システムから収納管理システムに連携する情報の詳細を記載する。 ・充配当データ (充当額、充当先の税データ (税目、期別、金額等) 等) は、差押配当時の充当データを納付書を使用せずに収納管理システムに連携する際に用いられる。 ・滞り込み、滞り込みの滞納種別 (処分情報、執行停止情報、滞り情報、不納欠納情報等) は、督促状の発行に影響するため、連携する。 ・滞り込みの滞納種別 (処分情報、執行停止情報、滞り情報、不納欠納情報等) は、滞り込み滞納種別を修正するための連携する。 ・指定期日については納付書発行時に必要な情報であるため、別項に連携する。 ・納付書発行情報は、収納管理システム側で管理しているため、連携する	・仕様書内の整合のため、備考欄に以下を追記。(実現性評価) 「充配当データ (充当額・充当先の税データ (税目・期別・金額等) 等)」については、滞納管理システム2.8.12で示す充配当データの作成機能を持つシステムについてのみ実装する必要がある。 ・繰上徴収、差押等の情報については、異動情報 (処分情報) で包含できることから、機能要件内<収納管理システムに連携する情報>を以下の様に修正。(実現性評価) 「差押等の情報」→削除 ・納付書を出力する際、収納側での消込が必要となるため、機能要件上、出力した納付書の項目「一意に特定できる番号」を、収納側に連携する機能を追加する。(事務局内での整合チェックにて) ・デジタル庁連携により、指定期日、法定納期等の記載を詳細化する必要があるため、左記のとおり追記した。	通知内容で問題ないとする 「変更した本税、延滞金情報は、」の書きぶりについて、変更した本税、延滞金情報とはなにか? 除外分によって本税額・確定額に異動する項目と分かる。本税額や確定延滞金を連携する場合は、通知内容で問題ないとするのか? →特効は滞りず期間が短縮されることと考える。収納側への連携についても記載する。 特効予定日は連携、逆連携項目にはならないか? それぞれ別々に保持することになるのか? 滞納管理システムで設定した納付書発行にかかる指定期日は、納付書出力情報に入っている認識でした。税目や金額を列挙せず指定期日だけ列挙する理由はありますか?	変更した本税、延滞金情報とはなにか? →本税を削減。延滞金情報は延滞金減免などに係る情報を示すことを考え方・理由に追加する。 特効予定日は連携、逆連携項目にはならないか? それぞれ別々に保持することになるのか? ⇒特効は滞りず期間が短縮されることと考える。収納側への連携についても記載する。
4.2.2	I	課税資産情報の参照	課税システム、または収納管理システムから、課税資産情報を参照できること。	実装しなくても良い	課税資産情報とは、2.1.1に記載の不動態、軽自動車等の情報以外を想定している。(不動産、軽自動車以外の情報としては、例えば給付記録の勤務先情報等)	・課税物件などの、課税資産情報を参照できる機能は、地方団体の規模によっては連携せずともシステム外のやり取りで対応可能であるため「実装しなくても良い機能」とした。	・機能要件内で記載に差異があるため、修正した。	実装しなくても良い機能で問題ないとする	